

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規審議品目】

(5) 「日本のお茶」(株式会社伊藤園)

○志村座長 次は、新規品目の株式会社伊藤園「日本のお茶」についてです。

消費者庁から、概要の説明をお願いします。

○消費者庁食品表示企画課 資料6をごらんください。

「日本のお茶」でございます。

申請者は、先ほどと同じく株式会社伊藤園です。

食品形態は、清涼飲料水。

許可を受けようとする表示の内容は、本品は茶カテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、体に脂肪をつきにくくさせるのが特徴です。体脂肪が気になる方に適しています。

関与成分は、茶カテキン。

成分量として、1日当たり280mg、1日当たり摂取目安量は1日1回1本を目安に食事の際にお飲みくださいというものでございます。

右側に既許可品がございますが、もとの違いでございますけれども、関与成分量が既許可品は394mgであったところ、280mg、1日当たり摂取目安量が1日2本1,000mlであったところ、1日1本500mlとしているところでございます。

以上でございます。

○志村座長 それでは、事前に頂戴した御意見について説明をお願いします。

○消費者委員会事務局 「日本のお茶」につきましては、森川委員からコメントをいただいております。

その内容は、低カテキン含量での有効性の根拠データは、資料番号1-16になりますが、これは根拠データに関して、対照群である体重の増加、体脂肪率の増加、フィギュア2、また、皮下脂肪面積、総脂肪面積に関して、変化量では差が見られますが、低カテキン群の開始時の値が高いのが気になりました。これはテーブル2に載っております。そういうことでございます。

以上でございます。

○志村座長 それでは、森川委員から何か御説明いただければと思います。

○森川委員 最初に戻ってしまいます。ウーロン茶に関しては計算して合っていることがわかりました。ただし、この申請資料を読むと非常に混乱します。お茶のほうもあって、2016年の新しいデータを追加したと書いてあります。そのデータは低カテキン量で同じ有効性が得られたというデータが両方の申請書にファイルされ同じように強調されています。だから、最初のころはちょっと混乱したのですけれども、今度は下がっているのが減っているわけですね。データに関しては、変化量で評価するとしているので、それでよいのだと言えばよいのですけれども、データの的に

### 第39回新開発食品評価第一調査会 議事録

はコントロールが上がって、その結果によって変化が下がったのではないかということがちょっと気になりました。

○志村座長 基本的には有効性としては認めてよいでしょうと。

○森川委員 変化量ですね。ただ、本当は少し考察があったほうが良いような気がします。一番大事なところでコントロールの値が上がって、その引き算をやっていますから、ある意味で下がりやすくなっているのではないかという気もするのですけれども、気になっているのはそれだけです。

○志村座長 いかがでしょうか。

○森川委員 お茶の場合は、カテキンを結局低用量にしているわけですね。要するに、1-16の2016年の論文というのは低用量でも高用量群と比べて差がないということが結論ですね。これが新しいデータとして追加されているわけですね。

○志村座長 いかがでしょうか。

森川委員の御指摘のフィギュア2というものを、少し見てみたいと思います。

○森川委員 英語の論文の154ページで、有意差はあるのですけれども、その左のボディーウエートとかPAPレシオというのもコントロール群が上がっているのです。右のデータは、脂肪の値ですけれども、ここではどちらかというときれいに落ちているのですが、生データを左のテーブル4から読むと、この論文では低用量のところは大事なのですけれども、SFAや何かのところで、ほかのものに比べて低用量のあたりは出発がちょっと高いのですね。それは最後の17週のデータや何かを参考にして、引き算をすればこうなるかなという印象を受けたので、ほかのところもそういう評価をしているので、特にどうしてもということではないのですけれども、気になりました。低用量のところが一番大事なデータですから。

○志村座長 よろしいですか。

○消費者委員会事務局 先ほどの森川委員からの御質問なのですが、低用量と高用量で差がないということではよろしいですかということなのですが、この論文のデータを読む限りでは、有意差などから差があるとは言えないと。

○森川委員 もちろんそうです。統計学的意味はそういう意味です。違いがあるとは言えないということです。そういうことです。それがこの論文の趣旨であると思います。

○消費者委員会事務局 そう考えています。

○森川委員 新しいデータでこれを強調しているのですけれども、お茶の場合はカテキンを低用量にしているのですね。

○消費者委員会事務局 はい。同じように低用量にしています。

○森川委員 低用量にしているわけですね。それでは、ウーロン茶よりは低いわけですね。ウーロン茶は、最終的な含量というか、濃度は前と同じでよいのですね。

○消費者委員会事務局 ウーロン茶のほうでも、最終的には1日の総量としては既存品より低い値になっています。先ほど上原委員から説明があったとおり、濃度的には上がっているのですが、トータル摂取量としては1日当たりでは減っています。

○森川委員 落ちていますかね。分析値を用いた場合も

### 第39回新開発食品評価第一調査会 議事録

○上原委員 前は1日2本だったのです。

○森川委員 ここら辺のところは非常に混乱してしまっているのですけれども。1日の総摂取量は下がっているわけですかね。分析値のところを使っているからいけないのですかね。

○山岡委員 目安量で全部表示していますよね。ばらつきがあります。

○志村座長 1日のトータル量が既許可品では394で、こっちの申請品では280というぐあいに減っている。これはガレート体のカテキンが多い。そういった抽出物を使っているということもあろうかと思います。

そういう中で、既許可品の場合は1日に2本飲むということで、今回のものは1日1本ということなので、濃度的には今回のもののほうが高くて有効性は出そうであると、1回の食事に関して脂肪の吸収を抑えるという役割は出そうな感じはするかなと思いますけれども、そういうことでよろしいですか。

○消費者委員会事務局 はい。

○消費者委員会事務局 「黄金烏龍茶」と「日本のお茶」は500です。「□□」の比較に使ったというものは□□のものだったりしています。

○森川委員 それで申請資料が同じで、混乱しました。合っていればよいのです。

○志村座長 よろしいですか。

ほかに御意見はございましょうか。

こちらもキャッチコピーが全く同じ形にはなっているかなと思いますので、お願いできればと思います。

ほかはいかがでしょう。

それでは、こちらも取りまとめといいますか、今後の方針をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 「日本のお茶」につきましても、キャッチコピーが許可表示文言から一部抜き出して断定しているような書き方になっているけれども、それはどうなのか、余りよろしくないのではないかという、きょうここでございましたコメントを部会のほうに送ることにさせていただきます。それ以外につきましては、調査会としては了解するというにいたします。よろしいでしょうか。

○志村座長 今の内容について、御質問等はございませんでしょうか。

そうであれば、本日の審議は以上となります。